

平成22年9月16日（木）

（午後1時00分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第22 議案第8号 橋本市消防団員等
公務災害補償条例の一部を改正
する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第22 議案第8号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第9号 橋本市火災予防条
例の一部を改正する条例につ
いて

○議長（中西峰雄君）日程第23 議案第9号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）火災予防条例の一部改正ということですので、少し改正される中身について説明をお願いします。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）改正理由ですけれども、これにつきましては、新たに開発される新種の燃料電池による発電設備が実用化されることに伴いまして、基準が定められたものであります。その改正であります。

それと、他については住宅用火災警報機の設置の維持管理に関する条例の制定に関する基準が改正されたものによる条項の変更になります。基本的には、新たに燃料電池が開発されることによる条例改正であります。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）市民の皆さんにかかわるといふか、生活していく上でこの条例改正によって何か変化といいますか、義務づけといたらないのか、そうしたことはないんで

しょうか。

○議長(中西峰雄君) 消防長。

○消防長(神谷重廣君) それについてはありません。

○議長(中西峰雄君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。